

菊川市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの包括提携協定

菊川市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、菊川市内の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、菊川市の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）高齢者の見守り活動及び高齢者支援に関すること。
- （2）環境対策に関すること。
- （3）地域経済活性化及び雇用に関すること。
- （4）商業・観光の振興に関すること。
- （5）地産地消の推進及び市製品の販売促進に関すること。
- （6）健康増進に関すること。
- （7）地域防災への協力に関すること。
- （8）防犯、安全・安心なまちづくり及び青少年の健全育成に関すること。
- （9）その他、相互に連携が必要と認められる事項に関すること。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

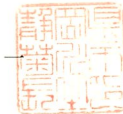
第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年5月1日

甲 静岡県菊川市堀之内 61 番地
菊川市長

太 田 順 一



乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長

永 松 文 彦

